

サウジアラビアにおける競争法の概要

中東ニューズレター

2025 年 7 月 29 日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

サウジアラビア王国(以下、「サウジアラビア」と言います。)では、2019 年に公布された競争法(Saudi Arabia Cabinet Decision No. 372/1440)(以下、「現行競争法」又は「法」と言います。)及び同年 9 月に制定されたその施行規則(Saudi Arabia Administrative Decision No. 337/1441)(以下、「施行規則」と言います。)により、2004 年に制定された旧競争法(以下、「旧競争法」と言います。)が廃止されて、全面的に置換され、関連制度の充実が図られました。法の目的は、公正な競争の保護・促進、適法な競争又は消費者の利益に影響を及ぼす恐れのある独占的行為の防止・排除とされます(法 2 条)。旧競争法では、サウジアラビア市場で事業を行う事業者が適用対象でしたが、現行競争法では、サウジアラビア国内の事業者に加え、サウジアラビア市場の公正な競争に悪影響を及ぼすサウジアラビア国外の活動も適用対象とされています。但し、一定の政府機関と政府保有企業は適用を除外されています(法 3 条 1 項)。

また、2025 年 4 月 8 日、サウジアラビアの競争法当局(General Authority for Competition)(以下、「GAC」と言います。)は、企業結合規制に関する重要な更新を含む「経済的集中レビューガイドライン」(Economic Concentration Review Guidelines)の第 5 版(以下、「経済的集中ガイドライン」と言います。)を公表しました。

本ニューズレターでは、現行競争法、施行規則及び経済的集中ガイドラインの主なポイントについて解説します。

2. 競争法と経済的集中ガイドラインの主な内容

(1) 反競争的行為の禁止

現行競争法 5 条は書面若しくは口頭又は明示若しくは黙示を問わず、価格協定、生産調整、市場分割、差別的取引、協調的入札等の反競争的な目的又は効果を持つ行為を禁止しておりますが、施行規則 8 条においては、競合事業者間(競合している場合のみならず、その可能性がある場合も含む)で、価格の増減又は維持や、市場分割等一定の結果が生じる行為を行った場合には、競争法の違反とみなされることが明確化されています。

(2) 優越的地位の濫用行為の禁止

現行競争法 6 条及び施行規則 9 条は優越的地位を有する事業者がダンピング、再販売価格の拘束、供給量の調整による価格操作、不公平な差別的待遇、正当な理由なき取引拒否、取引制限の強制及び抱き合わせ販売等の優越的地位の濫用行為を行うことを禁止しています。優越的地位の判断基準には、関連市場における 40%以上の市場シェアを持つこと、又は価格や供給に影響を与える能力があることが含まれます(施行規則

10 条)。

(3) 経済的集中に関する事前届出義務

現行競争法 7 条及び施行規則 12 条により、合併、株式・資産取得、ジョイントベンチャー設立等により、一定の閾値を超える経済的集中が生じる場合には事前届出が義務付けられています。閾値については、経済的集中ガイドラインの 6 章で、明確な収益基準が設定されており、以下の収益基準を全て満たす経済的集中が起きる場合には、GAC に対する届出が必要です。

- (a) 経済的集中の当事者の全世界の年間売上高合計が SAR2 億(USD 約 5330 万)を超える場合
 - (b) (買収の場合)対象会社の又は(合併又はジョイントベンチャーの場合)最低二当事者のそれぞれの全世界の売上高が SAR4000 万(USD 約 1060 万)を超える場合
 - (c) 経済的集中の当事者のサウジアラビア国内における売上高が、合計で SAR4000 万以上となる場合
- また、経済的集中ガイドライン 4 章では、以下を含む特定の取引が届出対象から除外されることが明確化されました。

- (a) 現在サウジアラビア国内で生産されていない製品の製造に関するジョイントベンチャー
- (b) 対象会社の支配権取得を目的としない投資ファンドによる買収

(4) 経済的集中に関する事前届出手続き

届出は GAC のポータル上でオンライン申請されます。審査期間は原則 90 日間で、①無条件承認、②条件付き承認、③不承認のいずれかの判断がなされます(施行規則 23～25 条)。審査期間中に決定が通知されなかった場合は、承認されたものとみなされます(施行規則 23 条 2 項)。

経済的集中に関する事前届出の審査においては、審査基準として以下の要素が考慮されます(施行規則 22 条)。

- ・ 関連市場の構造と、国内外の事業者間の実際の又は潜在的な競争状況
- ・ 経済的集中の当事者の財務状況
- ・ 消費者や取引先が利用できる代替品の有無とそのアクセスの容易性
- ・ 商品の識別性
- ・ 消費者の利益と便宜
- ・ 経済集中が関連市場における価格、品質、多様性、イノベーション、又は発展に与える潜在的な影響
- ・ 経済集中から生じる競争に対する利益又は損害(潜在的なものを含む)
- ・ 関連市場及び商品における需要と供給の動向及び傾向
- ・ 事業者が関連市場への参入若しくは退出又は関連市場における事業の継続若しくは拡大を行う際の障壁(規制上の障壁も含む)
- ・ 経済的集中が、関連市場のいずれかにおいて、事業者又は事業者のグループに、影響力のある市場地位又は支配的地位を生じさせ、又はそれを強化する可能性の程度
- ・ 関連市場における競争に悪影響を及ぼす行為の標準的かつ歴史的な傾向
- ・ 経済集中の当事者及び関連当事者並びに業界団体の意見

(5) 法 5 条乃至 7 条の適用除外

現行競争法 8 条及び施行規則 26 条乃至 31 条により、一定の条件を満たす場合においては、現行競争法 5 条乃至 7 条に該当するような取引についても、消費者利益や経済効率性向上を理由として GAC から適用除外が認められる制度が整備されています。

(6) 罰則

現行競争法 5 条、6 条、7 条及び 11 条の違反者には年間売上高の最大 10%、最大 SAR1000 万(USD 約 265 万)の罰金、又は違反による利益の最大 3 倍の罰金が科されます(法 19 条 1 項)。現行競争法 16 条違反に該当する調査妨害や虚偽の情報提供については、年間売上高の最大 5%又は最大 SAR500 万(USD 約 130 万)の罰金が科されます(法 19 条 2 項)。再犯の場合は、前回の罰金の 2 倍まで引き上げ可能となっており、再犯とは 3 年以内の同一事項の違反を指します(法 19 条 3 項)。その他の法や施行規則の違反には最大 SAR200 万(USD 約 53 万)の罰金が科されます(法 20 条)。

GAC は是正命令や資産処分命令の発出も可能で、違反未是正の場合、毎日最大 SAR1 万(USD 約 2650)の罰金(指定期間内に違反が是正されなければ罰金は倍額)、違反是正の通知を受けてから 90 日を経過しても違反が是正されない場合には最大 30 日間の営業停止措置が科されます(法 21 条)。さらに、和解制度(法 23 条、施行規則 37 条)及び免責制度(法 23 条、施行規則 38 条)も導入されており、自己申告や協力的対応を行う事業者に対しては罰則の減免措置が適用される可能性があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com